町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一 部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部 を改正する条例

町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成27年3月町田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

(従業者の員数)

- 第5条 地域包括支援センターの設置者である 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る 事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支 援の提供に当たる必要な数の保健師その他の 指定介護予防支援に関する知識を有する職員 (以下「担当職員」という。)を置かなけれ ばならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予 防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごと に1以上の員数の指定介護予防支援の提供に 当たる必要な数の介護支援専門員を置かなけ ればならない。

(管理者)

- 第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定</u> <u>に係る事業所(以下「</u>指定介護予防支援事業 所<u>」という。</u>) ごとに常勤の管理者を置かな ければならない。
- 2 地域包括支援センターの設置者である指定 介護予防支援事業者が前項の規定により置く 管理者は、専らその職務に従事する者でなけ ればならない。ただし、指定介護予防支援事 業所の管理に支障がない場合は、当該指定介 護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は 当該指定介護予防支援事業者である地域包括 支援センターの職務に従事することができる ものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予 防支援事業者が第1項の規定により置く管理 者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生

(従業者の員数)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所<u>(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

- 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護 予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かな ければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に 従事する者でなければならない。ただし、指 定介護予防支援事業所の管理に支障がない場 合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職 務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業 者である地域包括支援センターの職務に従事 することができるものとする。

省令第36号) 第140条の66第1号イ (3) に規定する主任介護支援専門員(以下 この項において「主任介護支援専門員」とい う。)でなければならない。ただし、主任介 護支援専門員の確保が著しく困難である等や むを得ない理由がある場合については、介護 支援専門員(主任介護支援専門員を除く。) を第1項に規定する管理者とすることができ る。

- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する 者でなければならない。ただし、次に掲げる 場合は、この限りでない。
- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援 事業所の介護支援専門員の職務に従事する 場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場 合(その管理する指定介護予防支援事業所 の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

## 第7条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用 者又はその家族に対し、介護予防サービス計 画が第3条に規定する基本方針及び利用者の 希望に基づき作成されるものであり、利用者 は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹 介するよう求めることができること等につき 説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用 者又はその家族に対し、利用者について、病 院又は診療所に入院する必要が生じた場合に は、担当職員(指定居宅介護支援事業者であ る指定介護予防支援事業者の場合にあって は、介護支援専門員。以下この章及び次章に おいて同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院 又は診療所に伝えるよう求めなければならな
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又 ┃ 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第7条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護 予防サービス計画が第3条に規定する基本方 針及び利用者の希望に基づき作成されるもの であり、利用者は複数の指定介護予防サービ ス事業者等を紹介するよう求めることができ ること等につき説明を行い、理解を得なけれ ばならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用 者又はその家族に対し、利用者について、病 院又は診療所に入院する必要が生じた場合に は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又 は診療所に伝えるよう求めなければならな

はその家族から申出があった場合には、第1 項の規定による文書の交付に代えて、第7項 で定めるところにより、当該利用申込者又は その家族の承諾を得て、当該文書に記すべき 重要事項を電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を使用する方法であ って次に掲げるもの(以下この条において「電 磁的方法」という。)により提供することが できる。この場合において、当該指定介護予 防支援事業者は、当該文書を交付したものと みなす。

### (1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5~8 略

(利用料等の受領)

#### 第13条 略

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予 防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用 者の選択により通常の事業の実施地域以外の 地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行 う場合には、それに要した交通費の支払を利 用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予 防支援事業者は、前項に規定する費用の額に 係るサービスの提供に当たっては、あらかじ め、利用者又はその家族に対し、当該サービ スの内容及び費用について説明を行い、利用 者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利

はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

### (1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその 他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもっ て調製するファイルに第1項に規定する重 要事項を記録したものを交付する方法

5~8 略

(利用料等の受領)

第13条 略

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の

用料の支払を受けた場合には、当該利用料の 額等を記載した指定介護予防支援提供証明書 を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1)委託に当たっては、中立性及び公正性の 確保を図るため地域包括支援センター運営 協議会(介護保険法施行規則第140条の 66第1号ロ(2)に規定する地域包括支 援センター運営協議会をいう。)の議を経 なければならないこと。

# (2) · (3) 略

(4)委託する指定居宅介護支援事業者に対し、 指定介護予防支援の業務を実施する介護支 援専門員が、第3条、この章及び次章の規 定(第33条第31号の規定を除く。)を 遵守するよう措置させなければならないこ と。

(掲示)

- 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなければな らない。

支払を受けた場合には、当該利用料の額等を 記載した指定介護予防支援提供証明書を利用 者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第15条 指定介護予防支援事業者は、法第1 15条の23第3項の規定により指定介護予 防支援の一部を委託する場合には、次に掲げ る事項を遵守しなければならない。
  - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>(平成11年</u>厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

## (2) • (3) 略

(4)委託する指定居宅介護支援事業者に対し、 指定介護予防支援の業務を実施する介護支 援専門員が、第3条、この章及び次章の規 定を遵守するよう措置させなければならな いこと。

(掲示)

- 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介 護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規 程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利 用申込者のサービスの選択に資すると認めら れる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

# 第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

#### (1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア~ウ 略

エ 第33条第16号<u>の規定による</u>評価の 結果の記録

才 略

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的 拘束その他利用者の行動を制限する行為 (同条第2号の2及び第2号の3において 「身体的拘束等」という。)の態様及び時 間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由の記録
- (4) 第18条<u>の規定による</u>市への通知に係る 記録
- <u>(5)</u>第28条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容 等の記録
- (6) 第29条第2項<u>の規定による</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記 録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条 に規定する基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、次に掲げるところによる ものとする。
- (1) (2) 略
- (2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっ ては、当該利用者又は他の利用者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束等を行ってはなら ない。
  - (2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合に

(記録の整備)

### 第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対す る指定介護予防支援の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から2年間保 存しなければならない。

#### (1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア~ウ 略

エ 第33条第16号<u>に規定する</u>評価の結 果の記録

才 略

- <u>(3)</u>第18条<u>に規定する</u>市への通知に係る記 録
- <u>(4)</u>第28条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等 の記録
- (5) 第29条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条 に規定する基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、次に掲げるところによる ものとする。
- (1) (2) 略

は、その態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録しなければならない。

- (3) ~ (16) 略
- (17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する 月の翌月から起算して3月に1回、利用 者に面接すること。
  - イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
  - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を 行うことについて、文書により利用者 の同意を得ていること。
  - (イ)サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
    - a 利用者の心身の状況が安定していること。
    - b 利用者がテレビ電話装置等を活用 して意思疎通を行うことができるこ

- (3) ~ (16) 略
- (17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する 月の翌月から起算して3月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利</u> 用者の状況に著しい変化があったとき は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面 接すること。

と。

- c 担当職員が、テレビ電話装置等を 活用したモニタリングでは把握でき ない情報について、担当者から提供 を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び 利用者の状況に著しい変化があったとき は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面 接すること。
- 工 利用者の居宅を訪問しない月 (イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。) においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防通所リハビリテージョン事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

<u>才</u> 略

- (18) ~ (30) 略
- (31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護 予防支援事業者は、法第115条の30の 2第1項の規定により市長から情報の提供 を求められた場合には、その求めに応じな ければならない。

(準用)

第35条 第3条及び第2章から前章(第28条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、<u>第13条第1項</u>中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防

<u>ウ</u> 略

(18) ~ (30) 略

(準用)

第35条 第3条及び第2章から前章(第28 条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、 基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第 20条」とあるのは「第35条において準用 する第20条」と、<u>第13条</u>中「指定介護予 防支援(法第58条第4項の規定に基づき介 護予防サービス計画費が当該指定介護予防支 援事業者に支払われる場合に係るものを除 く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」 支援」と、「介護予防サービス計画費の」と あるのは「特例介護予防サービス計画費の」 と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第33条第28号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

と、「介護予防サービス計画費の」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介 護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面(書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図 形等人の知覚によって認識することができる 情報が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。) で行うことが規 定されている又は想定されるもの(第10条 (第35条において準用する場合を含む。) 及び第33条第28号(第35条において準 用する場合を含む。)並びに次項に規定する ものを除く。) については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。)により行うことができる。

2

2 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(以下「新 条例」という。)第24条第3項(新条例第35条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要 事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。